

## ☆7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、昭和26年に始まり、今年で65回目を迎えます。

「社会を明るくする運動」

- 行動目標
  - ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
  - ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- 重点事項
  - 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」
  - 「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数

は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動で、昭和26年に始まり、今年で65回目を迎えます。

室	◆問い合わせ先 人権・社会教育課 人権推進	JR大山口駅前	大山地区	名和地区	中山中学校玄関前	中山地区
---	-----------------------------	---------	------	------	----------	------

を減らすこと

### 「社会を明るくする運動 西伯郡研究大会」

- ◆日時 7月7日(火)  
13時30分~
- ◆場所 保健福祉センターなわ

はい!

## 消費生活相談窓口です

相談窓口に寄せられる相談と対処の方法をお伝えしていきます。

手口を知っておくと、適切な対応ができます。



注意

### 今より安くなる? 遠隔操作によるプロバイダ変更勧誘! \*クーリング・オフの適用はありません

#### 【相談】

「今より電話料金が安くなる」と電話で、現在利用している電話会社だと思い、話を聞きました。インターネット接続（プロバイダ）料金のことも言われ、料金が安くなるならよいと思い、業者の指示に従って、パソコンを動かしパスワードなどを伝えました。後日届いた申し込み書面を見ると、違う業者に変更になり、料金も安くなっていました。2年契約で、解約料は1万5千円と言われました。クーリング・オフはできないのでしょうか。

#### 【対処方法】

\*契約内容をしっかり確認しましょう。

大手電話会社かのように話しを持ち掛け、遠隔操作で設定を変更する勧誘に関する相談が寄せられています。光回線やプロバイダ契約など、電気通信サービスの契約にクーリング・オフの適用はありません。設定作業完了後は、契約解除が容易ではありません。電話で勧誘を受けた場合、事前に書面を求める、契約内容をしっかり確認し、理解できなければ安易に応じないようにしましょう。

第4火曜日は相談と出前講座の日です。

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

役場住民生活課 ☎ 0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター ☎ 0859-34-2648 (平日・土日)

八橋警察署 ☎ 0858-49-0110